

札幌市立中学校における重大事態調査報告書

【令和6年2月 公表版】

令和5年2月

札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会

<目次>

はじめに	4
第1部 本事案および調査の概要について	5
第1節 本事案の概要	5
第2節 調査の概要	5
第2部 当該生徒に関する事実経過といじめに係る事実認定について	10
第1節 当該生徒に関する事実経緯について	10
第2節 いじめに係る事実認定について	16
第3部 いじめと自死との関連性について	31
—本件重大事態における当該生徒の心理的考察—	31
第1節 当該生徒の心理的考察	32
第2節 疫学的考察	39
第3節 その他	39
第4節 本報告書、特に心理的考察の限界について	40
第5節 自死の要因に関する評価	41
第4部 いじめの行為に係る学校の主な対応	43
第1節 当該小学校の教育活動や生徒指導の考え方	43
第2節 当該中学校の教育活動や生徒指導の考え方	48
第3節 重大事態発生後の当該中学校の対応とその評価	56
第4節 札幌市教育委員会の対応とその評価	61
第5部 本委員会による結論	65
第6部 再発防止策	67
第1節 本委員会の検討によって明らかになった問題・課題について	67
第2節 いじめへの対応の問題について	67
第3節 子どもの問題を捉える視点の多様化と多職種連携の重要性について	71
第4節 学年間・学校間の情報の引き継ぎと継続的な見守り	74
第5節 その他の再発防止策について	75
おわりに	79
資料 「札幌市教育委員会の取組」	
「調査経緯」	

はじめに

札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会（以下「本委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例（札幌市条例第43号）に基づき、平成26年10月6日に設置された常設の附属機関である。

令和3年10月■日、札幌市立中学校（以下「当該中学校」という。）の中学校第1学年の女子生徒（以下「当該生徒」という。）が自死した。当該生徒は遺書を残しており、そこにいじめに関する記載があったことから、札幌市教育委員会（以下「市教委」という。）はただちに本事案をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する「重大事態」と捉え、令和3年10月■日に本委員会を開催し、調査を諮問、本委員会は当該生徒保護者と面会し、調査を開始した。当該生徒がなぜ自死に至ったのか、遺書に示された「いじめ」とはいかなるものだったのか、当該生徒がいつから何に悩み、苦しんでいたのか、学校や教職員の対応に問題はなかったのか等を明らかにすべく、保護者や祖母をはじめ、教職員、市教委職員等関係者への聴き取り、当該中学校の同学年生徒へのアンケート調査と聴き取りを進めてきた。

本報告書は6部構成となる。第1部では調査の概要および経過を説明し、第2部では本件における当該生徒が自死に至るまでの経過といじめにかかる事実認定を行った。その上で第3部では、なぜ当該生徒が自死に至らなければならなかったのかを児童精神医学の観点から考察し、いじめとの関係を問うた上で、当該生徒の苦しみに寄り添った。第4部では当該生徒が在籍していた小学校（以下「当該小学校」という。）および当該中学校の対応、また、本事案発生後の当該中学校の対応について検討を行う他、当該小・中学校を所管する市教委によるいじめ防止等対策のこれまでを検証している。それらを受けて第5部で結論を述べ、最後に、第6部において再発防止策を詳述した。ここでは市教委および学校、そして教職員に対する今後の対応課題を厳しく指摘している。札幌市においてこのような悲しい出来事を二度と起こさないために、本委員会を構成する各専門家の知見を総動員して導き出した提言である。

なお、本委員会は1年を超える調査の過程において、当該生徒の保護者の知る権利に最大限の配慮を行い、調査の進行状況および調査によって知り得た内容について定期的な報告を行い、併せて調査に関わる御意見や御要望をいただいていた。保護者が抱く真実を知りたいという気持ちに応えるべく詳細な説明に努めるとともに、調査経過の不透明さを極力払拭させて、哀しみの淵にいる御家族の気持ちに少しでも寄り添えるよう心を砕いてきたつもりである。

調査は長きにわたり本報告書をまとめ上げるまでに粘り強さを要したが、保護者との面談を重ねる度に語られる当該生徒のエピソードから、生前の姿を思い浮かべ、その気持ちに寄り添い続ける決意を委員全員で確認し続けてきた。本報告書が、当該生徒の苦しみ、そして御家族の思いに応え、今後このような事態を二度と起こさぬための一石となるよう願うところである。

令和5年2月
委員長 篠原 岳司

第1部 本事案および調査の概要について

第1節 本事案の概要

1 本事案

令和3年10月■日の朝、当該中学校に、当該生徒保護者から、10月■日の夜、当該生徒が自死したとの連絡があった。当該生徒保護者からは、当該生徒の遺書が残されており、そこにいじめに関する記載があること、当該生徒保護者としては他の生徒には自死であったことを伝えないでほしいことが伝えられた。事情聴取を経て、10月■日付で、市教委から札幌市長に、法に係る重大事態の発生について報告がなされた。重大事態の調査が、市教委を調査主体として、市教委が設置する附属機関である本委員会において、実施されることになった。

同年10月■日、本事案に関わる第1回目の本委員会が開かれ、調査検討に向けた議論が開始された。以降、本委員会の開催（総数27回）、保護者の心情、意向を汲みながら、随時、当該生徒保護者との面談・報告を重ねつつ、調査を実施した。調査の遂行に当たっては、調査事項、調査方法、聴取対象者、実施時期、自死であることの明示の可否等について、本委員会において慎重に議論したうえで、保護者のその時々意向にも配慮しながら、調査内容等を確定し実施した。

遺書の内容や当該生徒保護者から提供を受けた情報などから、当該生徒の「いじめ」の訴えは当該小学校在籍時に始まっていたことが示唆されたことから、当該中学校および当該小学校を本事案に係る調査範囲とした。実施した調査結果に基づき、いじめの認定、自殺といじめとの因果関係、自死につながる直接の引き金となった事象の有無、学校・教育委員会の対応や、組織上の課題等について、本委員会として議論を重ねたうえで最終的な結論に至り、本報告書の提出に至った次第である。

2 当該生徒 札幌市立中学校 第1学年 女子

3 調査にかかる基本方針

本件においては、「法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、以下「国基本方針」という。）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省、以下「ガイドライン」という。）及び「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「市基本方針」という。）に基づき調査を実施した。

4 調査の経緯について

本委員会における調査の経緯に関する、委員会開催日、聴取及びアンケートの実施日等については、添付の調査経過一覧のとおりである。

以下、本委員会の調査における検討課題と調査の経緯について説明する。

第2節 調査の概要

1 調査の端緒

本事案では、当該生徒が残した遺書に当該中学校の同学年の生徒2名S1、S2の名前が記載されており、自死した理由として、S1、S2にいじめられたことを示唆する記載があった（S1、S2は当該小学校を卒業しており、当該生徒とS1は小学校■年間、当該生徒とS2は小学校第■学年時に同じ学級）。そこで、S1、S2からいじめがあったことにより自死したか否かが中心的な課題として設定された。

2 学校による教員の聴取結果、アンケート結果等の資料、当該生徒保護者からの聴取と提供資料（ノート、道徳ノート）

(1) 本委員会による調査開始時点において、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（文部科学省）」に基づく基本調査として、当該中学校の全教職員に対して、対象生徒に関する聴き取りが校長により行われていたため、その内容を確認し、また、当該生徒の小学校時の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の回答や、当該中学校における「■アンケート」の回答も直ちに確認した。特に中学校における「■アンケート」の回答及びそれを踏まえた教員の対応結果は、S1、S2からのいじめがあったことを窺わせるものであった。

(2) 令和3年11月12日に本委員会が実施した当該生徒保護者からの初めての聴取により、遺書の内容のほか、当該生徒が記していたノートの存在が明らかになった。ノートにおける当該生徒の記載からは、小学校第6学年の3月頃に、当該生徒とS1が校舎の屋上に上がろうとして屋上に出る扉の鍵を開けようとしたところを教員に見つかって未遂に終わったという案件（以下「屋上案件」という。）に関し、その理由は飛び降りて死のうと思ったからであったことや、その際に当該生徒を指導した教員の対応に強い不満があったことが記載されており、小学校の教員の対応に問題がなかったかが重大な課題として浮かび上がった。加えて、当該生徒保護者から当該生徒が小学校第6学年時の道徳ノートの提供があり、そこには、当該生徒が受けたいじめに関する記載があった。

また、当該生徒の母からの聴取結果、及び近隣に在住し当該生徒と日常的に接していた祖母が作成した書面によれば、当該生徒がS1及びS2から度々嫌なことをされていた可能性があることや、母と当該生徒のSNSのメッセージの内容も一部明らかとなり、その内容から当該生徒とS1、S2との関係における問題性もより明らかとなった。

さらに、当該生徒の母によれば、母は中学校に入ってからS1から当該生徒に対して「死ね」等の激しい内容のメッセージが送られていたことを直接確認しており、当該生徒が見る前に削除していたとのことであった。

(3) そこで、本委員会は、中学校のみならず小学校の教員からの聴取を行ったうえで、当該生徒保護者からも、さらに、当該生徒の訴えや生活状況について詳細に聴き取ることとした。

なお、この時点でガイドラインに基づき、当該生徒に関する本委員会としての独自アンケートを早急に当該中学校の同学年の全生徒に行うことが本委員会において検討され、配布文書やアンケートの原案を作成した。しかし、自死を公表

すべきか悩まれている当該生徒保護者の心情への配慮、実施に当たっての手續の慎重な検討から、独自アンケートを行うか否かは当該生徒保護者とも協議のうえ慎重に検討することとなり、当該生徒保護者からのアンケート実施の要請が出された場合に速やかに対応できるよう準備を進めておくこととした。

その代わり、例年、毎年11月上旬にすべての市立学校で「悩みやいじめに関するアンケート調査」が行われていることから、この時点では本委員会独自のアンケートはひとまず実施せず、当該中学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果、及び回収後の教員による生徒面談の際に得られた情報を中学校に共有してもらうことにより同学年生徒からの情報を得る方針とした。

3 S1、S2からの聴取

- (1) まずS1及びS2への聴取を可及的速やかに行うこととした。また、自死直前の10月■日に当該生徒が受信したSNSメッセージについても自死に関連する可能性が疑われたため、この点の調査も進める方針が決定されたが、当該のSNSメッセージの送信者の特定ができていなかった。
- (2) 11月初旬にS1及びS2の保護者との面談を経たうえで、12月4日にS1、12月6日にS2の聴取が行われた。聴取において、S1、S2はいずれも当該生徒に対する具体的な問題行為を認めることはなく、当該生徒に関する新たな情報が得られることはなかった。

4 教員からの聴取

- (1) S1、S2からの聴取と並行して、直後に当該生徒の生活状況や自死に関わる情報を得られる可能性を考慮し、教員らからの聴取を集中的に行った。

当該中学校については、校長、教頭、当該生徒の学級担任、学年主任、他に授業等で当該生徒の指導に関わった教員、当該生徒が頭痛を訴えて早退した際に対応した養護教諭等から、当該生徒と、S1、S2を含む他の生徒との関係性等について詳細な聴き取りを行った。当該小学校に関しても、当時の校長、当時の教頭、当該生徒が小学校第5・6学年時の学級担任、当時の教務主任への聴取を行った。

なお、小学校第6学年時の屋上案件に関連して、屋上に上がって飛び降りようとした原因は他の学級の児童(S3)からの悪口であったとの情報もあったことから、S3の学級担任からの聴取も行った。

- (2) その結果、特に当該小学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」での学校の対応に疑問が生じることとなり、また、中学校の「■■■■アンケート」においても、当該生徒がいじめ被害を訴えたことに関し、関係生徒(S1、S2)への指導は行われたが、保護者への連絡はなかったことが明らかとなった。

5 スマートフォンのデータ、SNSメッセージ等の入手

- (1) これらの聴取により学校の問題は浮き彫りになっていったが、S1、S2への

聴取結果のみからは、いじめの具体的な内容の裏付けは得られず、また自死に至るまでの経過の解明が十分になされなかった。教員からの聴取を行っている期間に、当該生徒保護者が専門業者に依頼していた当該生徒のスマートフォンのデータの復元が完了した。当該生徒のスマートフォンにおいては、自死の1ヶ月半程前の7月 ■■■日に録音された当該生徒の音声が発見されたが、S1との過去のSNSやショートメールサービス（以下「SMS」という。）のメッセージは直近のものを除き復元されなかった。

- (2) そこで、S1のスマートフォン等に残存している当該生徒とのメッセージを、S1保護者の協力を得て確認することとし、小学校の卒業間近の時期からの残存しているメッセージを全て入手することができた。しかし、当該生徒の母が確認したという激しい内容のメッセージはそこに残されていなかった。

一方、S1と当該生徒の関係性に関しては、自死の3週間程前に当該生徒とS1が、S1が飼っていた動物の死をきっかけにメッセージ上で言い争いとなったことやそのような争いに至った経緯が明確に理解可能となった。

6 独自アンケート調査の実施と生徒への聴取

- (1) 当該生徒保護者との面談において、当該生徒が中学校の体育の時間に、多数の生徒に囲まれて悪口を言われていたということを知り、との話が他の生徒の保護者から当該生徒保護者になされたとの話があった。この情報を契機に、当該生徒保護者はより広く情報を集めることで、これまでに得られていなかった情報が得られるのではないかと考え、当該生徒の学年の全生徒に対して本委員会独自のアンケート調査を行うことを希望した。前述したとおりアンケート調査の実施については一度見合わせており、時期的には望ましい実施時期からは遅れることとなったが、その有用性に鑑みて実施することとした。

独自アンケート調査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に鑑みて当該中学校での保護者説明会を行うことはせず、本委員会委員長が学校長と共にPTA役員への説明機会を持った上で、対象学年の保護者に対しては事前に教員から個別に電話説明を行うこととした。また、当該生徒の死因が自死であったことについては、対象学年の保護者に対する事前の電話説明の際に教員が当該生徒保護者の手紙を代読し、対象学年の生徒にはアンケート用紙配布時に校長が当該生徒保護者の手紙を代読することにより伝えられることとなった。

- (2) 独自アンケート調査では、当該学年生徒 ■■■名に配布し ■■■名から回答が得られた（回答率 90.2%）。アンケートの結果、小学校時代のS1及びS2以外の生徒からのいじめと思われる行為に関する情報のほか、S1からのいじめについて相談を受けていた生徒からの情報も得られた。また、当該生徒が ■■■になりたいたと言っていたことや、自死することや自死に関連する話を他の生徒にしていたこともより明確となった。

いじめに関する内容や自死に関する言動に関しては、回答のあった生徒に直接の聴取を可能な限り行うことによって新たな情報が得られるように努めた。回答

のあった生徒から 15 名を抽出し、3 名は都合により聴き取りが実現しなかったが、12 名から話を聞くことができた（内 2 名は電話による聴取）。

7 自死の原因及び学校や市教委の対応の問題に関する検討

- (1) この時点で一通りの調査が行われたものと判断し、ここまでに得られた情報を基に、一度、自死の原因及び学校対応の問題を中心として、委員会における検討を行った。

その結果、学校対応や屋上案件については、本調査の開始当初において十分な問題意識をもって聴取を行っていなかった可能性があることから、より詳細な情報が必要と判断し、再度、当該小学校の教員に聴取を行った。また、聴取を行っていなかった当時の■■■■教諭や当時の保健主事についても聴取を行った。

- (2) 自死の原因については、いじめや学校の対応により継続的な苦痛を受けており、そのことによる慢性的ストレスが自死に繋がる精神状態を引き起こした可能性が浮上し、児童精神医学の観点から詳細な検討を行うとともに、このような視点から当該生徒保護者からの聴取も再度行った。

8 学校・市教委におけるいじめ対応の不備と再発防止に向けた検討・協議

当該生徒の置かれていた状況と、学校の対応を具体的に検討する過程で、当該小学校・中学校のいずれにおいてもいじめの組織対応やいじめの解消の確認が全くできておらず、また、当該生徒に対する精神面における支援も十分になされていなかったこと、市教委が示してきたいじめ防止に関する取組が現場レベルで徹底されていないことが本委員会において深く認識されるようになった。その問題意識を踏まえ、二度と本件と同様の事態が生じることのないよう、具体的かつ実効的な再発防止策に関する協議を重ね、本報告書の作成に至った。

第2部 当該生徒に関する事実経過といじめに係る事実認定について

第1節 当該生徒に関する事実経緯について

1 はじめに

本件の調査の結果判明した事実を報告書にまとめるに当たっては、当該生徒がいじめを訴え始めた小学校第4学年頃から自死に至った中学校第1学年の10月までの経過を踏まえたうえで、さらに教員や友人との関係性を把握する必要がある。そこで、以下においては、いじめの有無や自死の原因を判断する前提として、本委員会が認定した当該生徒に関する事情について述べていくこととする。

2 当該生徒の小学校時代の生活状況・学業の状況

(1) 当該生徒は、札幌市で出生し、両親と■との■人家族であった。当該生徒が■歳の頃より現在の場所に住んでいるが、当該生徒が小学校第5学年の頃より■となり、その頃より母と■とともに■人で生活していた。■で大型犬を飼育しており、当該生徒も犬のことを可愛がっていた。

祖母が近隣に在住しており、当該生徒と祖母は日常的に接していた。

(2) 小学校では欠席は一度もなく、本委員会による独自アンケートにおいても明るくて活発な生徒との評価が多かった。成績は良く、他の生徒らも学習のできる生徒との印象を持っており、勉強を教えてもらったという生徒もいた。また、当該生徒は絵が得意で、他の生徒に絵を描いてあげるようなこともあった。また、アニメが好きでよくアニメの絵を描いたりしていた。

小学校時代には特にスポーツはしていなかったが、小学校第4学年から第6学年まではピアノを習っていた。習うのをやめた後もピアノは独学で弾いていた。一時期から剣道に憧れるようになり、竹刀を祖母に買ってもらい、動画投稿サイトなどを見ながら独学で竹刀を振ったり、筋トレをしたりしていたが、中学校の部活動での継続が難しかったことから、新たに部活動で■を始めた。

(3) 本委員会による独自アンケート等においては当該生徒と仲の良い生徒としてS1の名前が上がっていたが、S2の名前は同学年の生徒からはほぼ出てこなかった。しかし、小学校時代は当該生徒とS1とS2の3人で遊ぶことが多かった。

3 小学校時代のいじめ等の被害の訴えについて

(1) 当該生徒は小学校第4学年時の11月に行われた「悩みやいじめに関するアンケート調査」において、いじめを訴えている。担任からの聴取においては加害生徒としてS4の名前が挙げられており、S1またはS2ではなかった。なお、当時の学級担任の対応記録によると、S4が当該生徒に冷たい態度をとってしまった点について確認し、S4に指導し、両者の関係を修復させている。

また、翌年小学校第5学年時の11月に行われた「悩みやいじめに関するアンケート調査」においてもいじめを訴えており、教員からの聴き取りに対し「自分の方をじろじろ見て笑われたり、嫌なことを言われたりした」との回答をしてい

た。

- (2) 当該生徒は、母及び祖母に対して、上靴を隠されたり、S1に文房具を隠される、S1とS2に仲間はずれにされる、S1とS2にスマートフォンや財布を隠されたり、自転車のサドルを隠されるなどの訴えをしていた。時期としては小学校5年生の後半から小学校6年生にかけて被害の訴えが多かった。

当該生徒はこれらの相談を当時の学級担任にはしていなかったようである。しかし、当該生徒の母の話では、当該生徒は学級担任に相談しても「後で話しておくね」というのみで対応してくれないことが何度もあったことから、無駄であると考えてその対応には期待しないようになり、学級担任には相談しなくなったという背景があった。

令和2年6月24日付けの道徳ノート(小6時)において、当該生徒は「他の人にいじめられたり、ふでばこをとられたりする」と述べ、さらに「いじめかえしたりお母さんに言った。(学級担任)先生にいったけど『お話ししておくね』っていったのにしてくれないのであてにしないで友達にいった」という記載がある。

同年7月29日付けの道徳ノートには「私も、しょっちゅういじめられる」「先生に相談するのはあまりしません。なぜなら、相談してくれる先生と、相手にしてくれない先生がいるからです。」との記載がある。

同年10月19日付けの道徳ノートには「とある友達が、私のことをどれい扱いしてきてすごいやだ」との記載がある。

- (3) 当該生徒は小学校第6学年の令和2年10月頃には他の学級の児童であるS3から悪口を言われたことがあり、S3の学級担任に相談し、同教諭が指導に関与したことがあった。その後、小学校時代においては当該生徒とS3の間にはトラブルは確認されていない。その際、同じ学級のS5とS1が二人で当該生徒を家庭科室に連れて行って慰めたということがあり、当該生徒を含む複数の児童が学級担任によるいじめ対応や加害児童への指導を期待していなかった様子が伺える。

一方、当該生徒と母とのSNSメッセージによれば、同年10月27日に、学校で筆箱や洗濯ばさみをS1に取られたり、消しゴムを貸して欲しいとすら言われていないのにS1が「当該生徒が消しゴムを貸してくれない」と他の生徒に言ったりしたということがあった。その後、S1から当該生徒に対して友達をやめろというメッセージが送信されており、それに対して当該生徒は、今後はS1とのやり取りをせずにブロックする対応について、母とメッセージで相談をしていた。

- (4) 当該生徒は小学校第6学年の令和2年11月にも「悩みやいじめに関するアンケート調査」においていじめを訴えており、「仲間はずれ、無視」、「たたかれたり、けられたりする」、「持ち物を隠されたり、いたずらされたりする」、「悪口を言われる」に○印が付いており、「その他」として「どれいあつかいされる」との記載もあった。また、学級担任による当該生徒のアンケートの回答に対する聴取の報告においては、友達に指示をされて嫌な思いをしたことがあるとの訴えもあった。

しかし、学級担任の当該生徒に対する聴取については、母が2回ほど当該生徒に対して、学級担任からアンケートに関する聴取が行われたのかどうかを確認したが、当該生徒からは聴取はされていないとの回答しかなく、実際に聴取が行われていない可能性がある。このようなアンケート結果及び聴取結果については学級担任から当該生徒の母には全く共有されておらず、聴取したことを裏付ける事実も存在しない。また、当時の校長・教頭はアンケートや聴取結果については見ておらず、いじめ対策組織としての対応はなされていなかった。

- (5) 当該生徒と母とのSNSメッセージによれば、学級担任から当該生徒への聴き取りの直後と思われる令和2年11月10日にS6、S7、S8の3名が当該生徒に対して絵の具の筆を洗うバケツの水を飛ばしたことにより、当該生徒の白い服が汚れ、目の上と頬にも絵の具がかかるということがあった。当該生徒は母へその事実を報告しているが、その際にも学級担任からS6らに対する特段の指導はなく、当該生徒も学級担任に対する訴えをしなかった。

4 第6学年時の学級の状況について

小学校第6学年の4月から、当該生徒の学級は非常に落ち着かない状況となった。男子児童の間で対立が起きていたほか、粗暴な言動を受けて被害を感じる児童が多く、その他の教員及び管理職においても問題がある学級との認識を抱いていた。

当該生徒は母に、特定の男子児童ら（S6、S7、S8）からの言動に対して嫌な思いをしていることを伝えていた。本委員会による独自アンケート調査の結果を踏まえたS9からの聴取においては、当該生徒が学習発表会のために制作した段ボールの剣を男子が破いたため作り直すこととなったというエピソードもあった。また、S10によれば、当該生徒がS1から靴を隠されたり、ジュースに砂を入れられたりする等の嫌なことをされているとの相談を受けていた。なお、当該生徒が同級生にS1からの被害について相談していた例は、本委員会の把握ではこのS10への相談例のみになる。すなわち、S10を除く他の同級生は、当該生徒とS1との関係について問題があるとは認識していなかったことになる。

5 校舎屋上の扉の鍵を開けて屋上に上がろうとした事件（以下「屋上案件」）

- (1) 小学校第6学年の卒業式間近の令和3年3月17日頃、S1と共に校舎の屋上に出ようとして、キャンプ用のヘッドライトや安全ピンを準備し、施錠されている扉の鍵を開けようとしたところを担任ではない教員に発見されるということがあった。その際には学級担任と当時の教務主任から指導を受けているが、当該生徒がその二日後の日付（3月19日）に記していた手記には、当該生徒は飛び降りて死のうとしたことを教員（特定されていない）に伝えたが、真剣に取り合ってもらえず、学校のことを優先した対応をされたことに強い不満を抱いていたことが記されている。

- (2) 当該生徒の母は、屋上案件の当日に学級担任から連絡を受け、帰宅後の当該生徒に屋上に上がろうとした理由を確認したところ、飛び降りて死のうとしたとい

う回答があったため、バカなことはやめるようにと諭した。また、当該生徒は、翌日に学級担任に対して、母に「飛び降りて死のうとした」と説明したこと、それに対して母から「バカなことはやめなさい」と言われたことを伝えたが、学級担任は自殺企図の意向であったという重要な事実を他の教員に伝えることは一切なく、当該生徒の母と共有することもなかった。その結果、学校ではこの動機については特に問題として取り上げられることはなかった。

- (3) 屋上事件の翌日には、同じ学級であったS5が、当該生徒とS1の2人から家庭科室で話を聞くということがあり、その際にも当該生徒は屋上に上がろうとした理由についてS5に「死にたかった」と説明していた。S5によれば3人で楽しく生きていこうという約束をしたとのことであった。

6 中学校入学後間もない時期の生活状況について

- (1) 中学校に入学し、当該生徒はS1とS2とは学級が別となったが、S10とは同じ学級となった。当該生徒はS8と同じ学級になったことを嫌がっていた。

当該生徒は他の生徒とは少し遅れて令和3年5月頃から[]部に入学した。

- (2) 当該生徒は、中学校入学前からS1とはSMSによるメッセージのやり取りをしており（令和3年2月23日までは子ども用携帯、同年2月23日から4月28日まではスマートフォンのSMS）、令和3年4月28日からSNSの登録をしてSNSメッセージでのやり取りをするようになった。

- (3) 当該生徒は令和3年4月下旬頃から何度か学校に行き渋るようになったが、休まずに登校はしていた。

同年5月4日にはS1からS2とのSNSグループに入らないか打診されるが、当該生徒はS1に対し「あのころがトラウマなんだよね～」と回答しており、それに対して、S1から当該生徒に対し、S2に確認したところ当該生徒に嫌なことはしないと云っているとのメッセージ（「S2がいじめしないから～だって」等）が送信されている。なお、中学入学直前の同年3月29日のS1とのSMSのメッセージのやり取りにおいても、S2と一緒に入学受付に行こうという誘いに対して当該生徒は一人で行くと断っており、「もうあの頃がトラウマだからね～」というメッセージを送信していた。さらに、令和3年10月初旬頃のS1からS2へのメッセージにおいては、当該生徒がS2にいじめられてトラウマになったため、S1が当該生徒と遊ぶときにはS2を入れないという趣旨の記載があり、S2が当該生徒の嫌がる何らかの行為をしたことが窺われる。

- (4) 当該生徒は令和3年5月12日にはS1と一緒に学校の階段で待ち合わせて遊ぶ約束をしているが、その後のやり取りは残っておらず、この頃、母に言われてSNSのアプリケーションを自分のスマートフォンから削除した。その後、同年8月24日にS1から当該生徒にSMSのメッセージが送信されるまでのやり取りの記録はない。母や祖母によれば、その間にS1から「死ね」「なんで息してんの」、「なんで死なないの」等の辛辣なメッセージがあり、母はそれを直接確認し、

本人が見ないように削除したことがあったとのことである。

7 中学校第1学年1学期（令和3年）6月以降の当該生徒の変化について

(1) 当該生徒の母によれば、当該生徒は令和3年6月に入ってから学校に行きたくないと言う回数が増え、飼っていた犬の臭いがすることを気にしていたのかシャワーや洗髪回数が増えたとのことであった。母によれば、S1から当該生徒は犬の臭いがすると言われ、当該生徒もそのことを気にしていたという経緯もあり、祖母にも身体の臭いを気にするような発言をしたこともあった。

(2) S4によれば、この頃（令和3年5月～6月頃）に、当該生徒は[]、[]なら死にたいと話しており、そのためにサプリメントを購入して飲んでいるとの説明もしていたようである。

母によれば、当該生徒は中学校に入ってから動画配信サイトを見ている時間が長くなり、ぼうっとしていることが多くなったとのことである。

(3) 令和3年6月22日には当該中学校で「[]アンケート」が行われたが、当該生徒はその回答において、「陰口を言われることがある」「友達に嫌なことをされることもある」の「やや当てはまる」に○印を付けていた。その回答に関し、同年6月23日に学級担任からの聴き取りが行われたが、その際、当該生徒は、一緒に登下校することがある他の学級のS1及びS2と遊んだときにスマートフォンや鍵を隠されたり取られたりする、S1に足を靴で踏まれたり、髪の毛を引っ張られるなどされているとの被害を訴えていた。

学級担任はS1及びS2からも聴取したが、S1及びS2はスマートフォンや鍵を隠したことを認め、S1は髪の毛を引っ張ったり、足を踏んだりしたことを認めていた。学級担任から今後は絶対にしないようにとの指導があり、その後、S1及びS2の学級担任からも指導がなされたが、この件について、学校から当該生徒の保護者、S1及びS2の保護者に共有されなかった。

(4) 当該生徒は、令和3年6月29日の道徳の授業における「いじめが起こらない社会をつくるために大切なことは何だろう」という課題に対し「無くなんないと思う。なんかもう何も信じていない」と回答し、「ふりかえり」欄においても「正直に言うと、いじめはなくならないと思う」と記載していた。

(5) 令和3年7月29日には、当該生徒の母が帰宅したところ、当該生徒がそれまで[]なっており、全く整っていない状況であった。当該生徒がその理由について[]と言ったため、母は当該生徒に対して、自分で[]のか、誰かに[]のかを確認したところ、自分で[]とのことであった。また、当該生徒の母が当該生徒になぜ[]のかを聞いたところ[]かったという説明をしていた。また、[]後に、S4に対しても、[]を切ったとの話をしていた。

この日の夜、当該生徒は自らのスマートフォンに自分の考えを録音しており、「[]」「[]とか言われるの、本当にやめてほしい」「私、ちょっと正直なこと言っちゃうと、自殺しようと思ってます。ちょっ

と、言っちゃだめなんですけど…。ちょっと私は、この世界で生きていく意味が分かりません。「[]わけじゃないんですよ。」などと話し、また、「なんかおまえ気持ち悪いとか…よく言われる」「本当なんか []って言われる」とも話していた。もっとも、この録音においてはS 1またはS 2からのいじめについては言及されていなかった。

- (6) 当該生徒の母によれば、当該生徒は8月頃からあまり笑わなくなり、リビングで過ごすことも少なくなり、自室で過ごすことや当該生徒保護者の寝室に籠もることが増えたという。さらに、夏休みが終わる頃には、母に対して学校に行きたくないということを頻回に話していた。

夏休み中には、S 9とS 11と当該生徒の3人で部活動から帰る途中、当該生徒が「ホーマックで首をつるロープでも買っていこうかな」と言ったことがあった。これを聞いたS 9らが「そんなことしたら私も一緒に死ぬからね」と冗談っぽく話したことがあった。

- (7) 令和3年8月23日から2学期が始まったが、小学校のときから一度もなかった早退と欠席が見られた。また、同年8月24日からS 1とのSMSのメッセージのやり取りが再開した。同年9月8日に当該生徒は頭痛を訴えて保健室に来て、早退した。

同年9月10日に当該生徒はS 1と一緒に大型ショッピングモールに遊びに行っている。

8 9月下旬から自死に至るまでの経緯

- (1) 令和3年9月23日にS 1からS 1が飼っていた動物が死んだとの報告をSMSメッセージで受けたことに対して、当該生徒は、S 1に対し、S 1がその動物を落としたり、いじめたり嫌がることをしたからストレスが溜まって死んだのではないかと伝え、「死んで当然だ」「お前は動物について考えろ」「(動物名)もあんな環境でよく頑張ったな。尊敬する よく頑張った 向こうでは楽に過ごせ。[]が言える事では無いけど。ありがとう、そして すまなかった。[]も動物について考え直す」等のメッセージを送った。

そのことで当該生徒とS 1の関係性が悪化し、当該生徒はS 1に対し、「君の家にはもう二度と行きません。いつも[]に嫌がらせしてきたくせに被害者ぶるの、辞めて下さい。[]に命令するのやめて下さい。次に[]に命令したら命は無いと思って下さい。それではさようなら、もう会う事も無いでしょう。」等のメッセージを送った。S 1は当該生徒に謝罪し、「前みたいに仲良く遊んだり、買い物に行ったり笑って過ごしたい だから許してください お願いします 自分が悪かったことに気づきました」等のメッセージを送ったが、当該生徒からの返事はなく、その後の両者の関係は修復しておらず、メッセージのやり取りも残されていない。

- (2) 令和3年10月[]日に母に削除されていたSNSのアプリケーションを[]が当該生徒のスマートフォンにインストールしてくれたため、当該生徒はアニメなど共通の趣味を持つ友人らとSNSでのやり取りを始めた。

同年 10 月 ■■■ 日に行われた理科の小テストの点数が前回と続けて思わしくなく、理科の教科担任は当該生徒が取るような点数ではないと感じていた。

(3) 令和 3 年 10 月 ■■■ 日に別の学級の同学年の S12 から辛辣な SNS メッセージがあったが、当該生徒は返事をしていない。S12 によれば、その日の体育の授業において当該生徒と S12 言い争った際、当該生徒が S12 に反論できずに首に腕を回して絞める行為（ヘッドロック）をしたことがあり、当該生徒のその行為に対して送ったメッセージであるとのことであった。

(4) 令和 3 年 10 月 ■■■ 日に■■■■部の練習を連絡せずに欠席した。

詳細な日は不明であるが、この頃に、文化祭の準備の際、「家帰ったら自殺しようかな」といった話を同じ学級の S13、S14 にしていた。また、同時期に、当該生徒がストラップを首にかけて首を絞めるような動きをしていたのを S13 が見えていた。

(5) 令和 3 年 10 月 ■■■ 日に自宅で自死し、その際に 3 通の遺書を残していた。

その遺書のうち「みなさんへ」との題名の遺書には「自殺した理由はまあ色々あります」とあり、その中の一つとして「他の人が怖くなったり、またいじめられるのが怖かったり」という理由の説明があったが、中学に入って信用できる人が 2 人できたことと「〇さん、〇さん、本当にありがとう」との感謝の言葉があった。

また、「■■■をいじめていた人方へ」との題名の遺書には「この度、■■■は自殺させてもらいました。あなた達のせいですよ。まあ、人の事をいじめると、気持ち良いですもんね。特に S1 さん、S2 さん、■■■のこといじめて、とても気持ち良かったでしょう。そして被害者ぶって人に罪をなすりつけて楽しかったでしょう。それでよく、きれい事を言えましたね。この事は、いつか返させていただきます。」との記載がなされていた。

一方、「先生方へ」との題名の遺書には「今回の自殺は、決して先生たちのせいじゃありません。心の問題や、人間関係のものなので、『気づいてあげられなかった』など、思わないでください」との記載があった。

第 2 節 いじめに係る事実認定について

1 調査により判明した検討すべき事項

前節で述べた事情は、当該生徒保護者及び当該生徒が在籍していた当該小・中学校から提供を受けた資料、当該生徒と同学年の生徒や教員からの聴取等を踏まえたものである。本委員会は、これらの事情に含まれる事実の有無を判別し、事実として認められるときはその具体的内容を検証した上で「いじめ」に該当するか否かの判断をし、「いじめ」に該当しない場合であっても当該生徒の心理状態に影響を与えた可能性がないか等を慎重に判断した。

2 本委員会が「いじめ」又は当該生徒の心理状態に影響を与えた可能性の有無を検討すべきであると判断した事項

前節のとおり、本委員会は、以下の各事項について、「いじめ」に該当するか否か又は当該生徒の心理状態に影響を与えた可能性のある事実か否かの事実認定をし、該当する場合はその程度や当該生徒に与えた影響を検討する必要があると判断した。

なお、当該生徒への心理的影響については、第3部で詳述する。

[小学校在籍時]

- ・ 仲間はずれや無視をされた
- ・ 悪口を言われた
- ・ S1、S2に髪の毛を引っ張られた
- ・ 物（上靴、自転車のサドル、スマートフォン、財布）を隠された
- ・ どれい扱いされた
- ・ たたかれたり、けられたりした
- ・ 小学校第5学年時の宿泊学習の際に仲間はずれにされ、雪に埋められた
- ・ 修学旅行の際、遊覧船から落とされそうになった
- ・ トイレに閉じ込められ「S1、うけるー」との声を聞いた
- ・ S1又はS2の家で人形の手か足を切るように言われ、切らないと仲間に入れないと強制された
- ・ 複数の男子生徒に絵の具で服を汚された
- ・ 虚偽の内容が記載された婚姻届をS1から手渡された

[中学校在籍時]

- ・ S1、S2が当該生徒の物を隠した、当該生徒を無視した。S1が当該生徒の髪の毛を引っ張った、当該生徒の靴を踏んだ
- ・ 複数の生徒から「気持ち悪い」等と言われた
- ・ SNSアプリを介して攻撃的なメッセージを受け取った

3 「いじめ」の該当性についての枠組

法においては、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条第1項）と定義されている。

当該定義から読み取れるとおり、個々の行為について「いじめ」の該当性を判断するにあたっては、いじめを受けた児童生徒の立場に立った上で、当該行為の実質に踏み込んだ検討を必要とする。当該行為があった場面においては、いじめを受けたとされる児童生徒自身がいじめを否定する場合がある等、いじめの態様は複雑多岐にわたっており、安易に当該児童生徒が「心身の苦痛を感じて」いないと判断することがあってはならず、きめ細かい事実認定が必要である。

もともと、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排

除するものではないとされており（注¹）、多角的な視点からの判断が要求される。

以下、上記枠組に則って事実の有無について検討したが、本件においては当該生徒から直接聴き取りを行うことができず、また、判断の基礎とする資料にも限界があった。そのため、結論において明らかに事実として認められるものからそうではないものまでの間には濃淡があり、事実であることが認定できなかったとしても、根拠とすべき事由が乏しいことから消極的に判断したに過ぎず、事実としてなかったことを断定するものではない。

4 各行為についての事実の有無及び「いじめ」の該当性の検討

前項の枠組を踏まえ、本委員会は、各行為について事実の有無を検討し、事実として認められる場合は「いじめ」に該当するものであるか否かを判断した。

[小学校在籍時]

- (1) 小学校第5・6学年時の「悩みやいじめに関するアンケート調査」に記載された行為（仲間はずれ、無視、悪口、物を隠される、どれい扱いされる、叩かれたり蹴られたりする等）

本委員会の認定 「いじめ」に該当する行為があった

当該生徒は、小学校第5学年時に実施された「悩みやいじめに関するアンケート調査」において、仲間はずれや無視をされるいじめを受けたことを訴え、小学校第6学年時に実施された同アンケートでも同様の回答をした（それぞれのアンケートに対する回答は以下のとおり）。

なお、当該生徒は小学校第4学年時の11月に行われた「悩みやいじめに関するアンケート調査」においてもいじめを訴えていたが、加害生徒としてはS1、S2ではなく、S4の名前が挙げられており、当時の学級担任の対応記録によると、S4に指導し両者の関係を修復させていることを踏まえ、小学校第5・6学年時のアンケートとの連続性はないものとし、ここでは取り上げない（中学校においてもS4との関係は良好であった）。もっとも、アンケート結果を生徒ごとに管理し、経時的に確認することの重要性については第6部で提言として言及した。

《小学校第5学年時のアンケート回答（11月）》

学校が楽しいか。	はい
悩んでいることがあるか。	ある いやなことをされる
5年生になってからいじめられたことがあるか。	ある 「仲間はずれや無視をされる」 「悪口を言われる」
いじめられたら誰に相談するか。	だれにも相談しない
今もいじめられているか。	いじめられている
5年生になってから、いじめられている人を	ない

¹ 「いじめの防止等のための基本的な方針」P.5

見たり、聞いたりしたことがあるか	
------------------	--

《小学校第6学年時のアンケート回答（11月）》

学校が楽しいか。	いいえ
悩んでいることがあるか。	ある 友達関係
6年生になってからいじめられたことがあるか。	ある 「仲間はずれや無視をされる」 「たたかれたり、けられたりする」 「持ち物をかくされたり、いたずらされたりする」 「悪口を言われる」 「その他（どれい扱いされる。）」
いじめられたら誰に相談するか。	家族、友達
今もいじめられているか。	いじめられている
6年生になってから、いじめられている人を見たり、聞いたりしたことがあるか	ある 「悪口を言われる」

以上に加え、アンケート後に実施された学級担任による当該生徒の聴き取りでは、「自分のほうをじろじろ見て笑われたり、嫌なことを言われたりした。」（5学年時）、「友達に指示をされて嫌な思いをしたことがある。今はない。」（6学年時）との聴取結果が記載されており、いずれもいじめは解消されたものと判断されていた。

しかしながら、当該生徒は、当該生徒保護者に対して、S1とのやり取りそのものをスクリーンショットして送信し、その上で、筆箱や洗濯ばさみを取られたこと、S1に対して消しゴムを貸して欲しいとすら言われていないのに、S1は他の同級生に対して当該生徒が消しゴムを貸してくれない等と虚偽の話をしたことを報告する等しており、教員による聴き取りは実態を反映したものではないことが強く疑われる。

当該生徒は、当該生徒保護者に対して、S1から物を隠される等の嫌がらせを受け、これに言い返すと友達をやめる、仲間はずれにする等と言われたことを一度ならず訴えていた。中学校入学後に実施された「 アンケート」においても、当該生徒は、教員に対し、S1が小学校のときから急に友達をやめると言ってきたりすると述べ、当該生徒が一貫して仲間はずれや無視されることを訴えてきたであろうことが窺える。

また、当委員会で実施した生徒アンケート及びその後の聴取結果によれば、当該生徒が複数の男子生徒から一方的に嫌なことを言われていたことが複数の生徒により目撃されており、一人の生徒からは、小学校第6学年時に、一部の男子生徒が当該生徒に対し、「バカ」「アホ」と言うだけでなく、身体の特定の部位をバカにしていたとの話もなされており、当該生徒が男子生徒らから頻繁にそのような扱いを受けていたものと考えられる。

これらを踏まえると、当該生徒が特定の生徒から仲間はずれや無視をされていたこと、悪口を言われていたことは事実として認定することができ、頻繁に訴えていた事情からは当該生徒がこれらの行為を苦痛に感じていたことは明らかである。

従って、これらの行為は「いじめ」として認定することができる。

(2) S1、S2に髪の毛を引っ張られたこと

本委員会の認定 「いじめ」に該当する行為があった

当該生徒の祖母は、当該生徒が小学校第5学年の後半か小学校第6学年の初めの頃、当該生徒から、S1及びS2に当該生徒の髪の毛を引っ張られ、叩かれたという訴えを聞いた。

当該行為については、(1)のアンケート結果とは異なりS1及びS2という特定の生徒の名前が挙げられたものの、祖母に対する訴えしか確認できなかった。

もともと、(1)で検討したとおり、当該生徒は小学校第5学年及び小学校第6学年生のときのアンケートにいじめ行為があったことを訴えており、アンケートの回答がそもそもS1及びS2を対象としていた可能性がある。調査の結果、S1に関しては、当該生徒との直接のやり取りを確認することができ、かつ、S1による当該生徒に対するいじめ行為があったと認定できる内容も確認することができた。S2については、具体的な行為を正確に把握することができる資料はなかったものの、当該生徒は、S2から受けた行為を「トラウマ」だったと表現しており、S2との間でも不適切な関係にあって何らかのいじめ行為を受けていたことが窺える。

また、仮にアンケートの回答がS1及びS2以外の生徒による行為を指していたのだとしても、祖母は、当該生徒からの訴えを踏まえた祖母と当該生徒のやり取りを相当程度具体的に答えており、祖母が記憶を誤った可能性は低い（祖母が作成したメモは、遅くとも調査開始から半月程度で作成されており、記憶に沿って作成されたものと考えるのが自然である。）。

以上から、S1及びS2が当該生徒の髪の毛を引っ張ったと明らかに認めることはできないものの、当該生徒が小学校第5学年ないし6学年であった当時の状況や当該行為が疑われるに至った端緒等から、実際にそのような行為があったと推認することが可能であり、かつ、これらの行為は「いじめ」に該当する。

(3) 宿泊学習の際に仲間はずれにされて雪に埋められたこと

本委員会の認定 事実としてあったと言えるが、「いじめ」に該当するか否かは明らかでない

当該生徒保護者は、本委員会に対し、当該生徒から、小学校在籍時に行われた宿泊学習の際、当該生徒が仲間はずれにされて雪に埋められたことを聞いたとの説明をした。当該生徒保護者は、当初から、当該生徒を対象とするいじめが疑われる行為についての説明をしていた。本(3)の行為については、当初の説明に含まれてはいないものの、自死から約1ヶ月が経過したときに行われた面談の際、保護者作成メモの形で説明があった。

当該行為については、当初修学旅行での出来事と説明されていたが、のちに小学校第5学年時に実施された宿泊学習のときであるとの訂正があり、当該行為があった時期の特定が困難とも思える。

しかしながら、本委員会から修学旅行が積雪のない時期に行われた等の指摘はしておらず、時期の訂正は当該生徒保護者から自発的になされたものであって、訂正に何らかの作為が入ったとは考えられない（本委員会において宿泊学習が実施された時期が冬であることの確認をしたが、当該生徒保護者には実施時期を伝えていない。）。当該生徒保護者は当該行為に関連して「スノーハイキング」という単語を使用し、また、当該生徒から、S1とS2に仲間はずれにされたことに加えて雪に埋められたことの説明を受けたと述べる等、当該行為に関する説明内容は相当程度具体的である。

これらを踏まえると、宿泊学習の際、当該生徒が雪に埋められたことは、事実としてあったものと考えることができる。

一方で、雪に埋められたことが、誰によってどのような状況ないし経緯で行われたのか、当該生徒がどのような反応を示したのか等、具体的な状況が明らかとされていない。ここで、抽象論として、ある行為が「いじめ」にあたるか否かを検討するにあたっては、その行為のみで「いじめ」にあたりと推測されるものであるのか、他の事情と相俟って「いじめ」にあたりと判断されるものであるのかを慎重に検討する必要がある。たとえば、仲の良い生徒が相手を雪に埋めるようなことは、遊びの一環としてなされることも全く否定できないところであり、当該行為だけでなくその行為がなされた経緯、状況、行為者との関係等を踏まえた判断が必要である。

前記(1)及び(2)で検討したとおり、当時、当該生徒は「いじめられている」との苦痛を受けながら学校生活を送っていたことは疑いようがなく、宿泊学習後、当該生徒が当該生徒保護者に対して嫌なことをされたと訴えたことがあったことも事実であろう。

しかし、当該生徒からの供述を聞いたという保護者らからの伝聞情報以外には、雪に埋められたことが「いじめ」にあたりと判断することができるだけの事情が明らかとされていない。伝聞情報を頼りにして「いじめ」であると断定することは困難であり、当該生徒が雪に埋められたことは事実としてあったとしても、それが明らかな「いじめ」であるかどうかは判然としない。

したがって、「いじめ」に該当する可能性は否定しきれないものの、本調査の限りにおいては明らかに「いじめ」にあたる行為であったと判断するとまではいえない。

(4) 修学旅行の際に遊覧船から落とされそうになったこと

本委員会の認定 事実としてあったと言え、「いじめ」に該当する可能性が高い

当該生徒は、母に対し、修学旅行から帰宅したのち、S1及びS2に遊覧船から落とされそうになったとの報告をした。

S1は、本委員会による聴取において、当該生徒とずっと一緒におり、基本的

に2人でいたと述べたものの、遊覧船から落とされそうになったことに関する質問に及ぶと、先に当該生徒が押してきて遊覧船から落ちそうになったため、S2が仕返しをしたと述べた。

一方で、S2は、修学旅行の際の移動は学級単位であり移動の時間が異なると述べ（S2と当該生徒は別の学級であった。）、また、遊覧船から落とされそうになったことに関する質問には、遊覧船に乗っていた際は、3人で一緒にいたと述べているものの、自分が一緒にいるときにはそのような出来事は見ていないかのような説明をし、自分が関与したことについては否定している。

しかしながら、S1及びS2の説明を踏まえると、少なくとも遊覧船の乗船中はS1、S2及び当該生徒の3人が一緒にいたことは事実である。また、事実が存在しなかったのであれば、S1は殊更S2による仕返しであったと言う必要はなく、S1は、当該生徒が遊覧船から落とされそうになったことを認識していたことになる。そして、当該生徒が、あえてそのような報告を母にしたことや、S1及びS2の両名からそのような行為をされたと明確に述べていたこと、さらにはこの章において他に認定するとおりS1及びS2の両名が一体となって当該生徒の嫌なことをするという構図が存在していたと判断できることを踏まえると、S1またはS2のいずれかのみが行為に及んだとは考えがたく、S1が行為者であったものの自らに非難が向かないようS2を行為者とし、S2も自らの責任を回避するために虚偽の説明をした可能性が高いものといえる。従って、当該生徒がS1及びS2の両名により遊覧船から落とされそうになったこと自体はあったと判断することができる。

ところで、当時、どのような状況であったのか、周囲に他の生徒がいなかったのか、三者間でどのような会話ややり取りがなされたのか等、S1及びS2が自らの関与そのものを否定していることもあり、その具体的な状況が不明である。遊覧船上の行為が「いじめ」にあたるか否かを判断するにあたっては、修学旅行時点における三者の関係やその前後の状況を精査する必要があるが、本調査によってもその詳細は明らかにならなかった。

しかしながら、前記認定のとおり、当時はS1及びS2の両名が一体となって当該生徒の嫌なことをするという構図が存在していたことから、このような関係を否定する事情がない限りは「いじめ」に該当することが推定され则认为べきである。なお、このことは、(3)において雪に埋められた行為が、明らかに「いじめ」にあたる行為であったとは言えないと判断したこととは矛盾しないと考える。行為の性質上、雪に埋める行為が遊びの一環としてなされる可能性が高いのに対し、遊びの一環として船から落とそうとすることは多くないと考えられるためである。

従って、当該生徒がS1及びS2から遊覧船から落とそうとした事実があったことは認定することができ、詳細は明らかではないものの当該行為が「いじめ」にあたる可能性は高い。

- (5) トイレに閉じ込められ「(S1の名前)、うけるー」との声を聞いたこと

本委員会の認定 事実としてあったと言え、「いじめ」としてなされた可能性がある

当該生徒は、母に対し、小学校のトイレの個室にいた際、個室の外からドアを押さえられて出られなくなったこと、その際、個室の外にいた生徒が「(S1の名前)、うけるー」との発言をしたことを述べた。母は、複数回、トイレに閉じ込められていたが、このときに至って初めてS1が行為者に含まれていることを知ったという説明をしている。

「悩みやいじめに関するアンケート調査」に対する回答には、この件に関する具体的な記載はないが、そもそも当該アンケートにおいては、その後に聴取が行われることを前提としており、具体的な被害行為を記載することを想定した様式となっておらず、S1からされたことの全てが記載されていないとしても何ら不合理ではない。

当該行為について、認定の根拠は母の説明のみであるが、当該生徒の発言は、相当程度具体的な内容を含んでおり、事実を取り違えて(勘違いをして)報告する内容のものではない。また、当該発言をきっかけとしてS1や学校への申入れがされた事実は確認されていないものの、当該生徒の母は屋上案件の際に、学級担任に被害の事実を伝えたと話しているうえ、当該生徒が学級担任に学校等に働きかけていじめを積極的に止めてもらいたい、虚偽の事実を伝えてS1を貶めたいといった意図で発言したのではなく、母への自然発生的な愚痴としてなされたものであると理解することができるため、そのことが不自然とも言い難い。

これらを踏まえると、当該行為は事実としてあったと認定することができる。

そして、当該行為についてもどのような状況でなされたものであるのか、具体的な状況は定かでない。

しかしながら、前記した雪に埋められた行為等に比べ、複数の生徒の関与のもとトイレの個室のドアを押さえられ出られなくなったことは、特段の事情がない限りその事実が認められれば「いじめ」と認定することができる行為である。本調査では具体的な状況が明らかとされず、特段の事情を検討するための事実すら把握することができていないが、それだけでは「いじめ」の該当性を払拭するには足りない。

従って、当該生徒がトイレの個室ドアを押さえられて出られなくなったことは、「いじめ」にあたる可能性がある。

- (6) S1又はS2の家で人形の手か足を切るように言われ、切らないと仲間に入れないと強制されたこと

本委員会の認定 「いじめ」に該当する行為があった

当該生徒の祖母は、当該生徒から、S1及びS2から人形の手又は足を切るように言われたことを相談された。

祖母が聴き取った内容は、S1及びS2いずれかの家に誘われたこと、いずれかの家でS1又はS2、若しくは双方から人形の手か足を切れと言われたこと、切らないと仲間に入れないであるとかいじめてやるとか言われたことであり、創

作であると否定するには十分に具体的であり、また、内容の特異性が高い。

この点に関する聴取において、S2は記憶がないとの回答をした一方で、S1は、S1の家で遊んでいたときのことであるが、S2が言ったことでありS1ではないと回答した。真に事実がなかったのだとすればS1も事実を否定するはずであるが、S1は当時実際にどういったことがあったのかトイレに行っていたため知らないと述べても、事実自体は否定しておらず、発言があったことは事実として認定できる。

そして、前記(1)と同様、仲間はずれの延長としての発言であることから、当該生徒が発言を苦痛に感じたことと認定すべきである。

従って、当該発言を「いじめ」として認定することができる。

(7) 複数の男子生徒に絵の具で服を汚されたこと

本委員会の認定 事実として認定ができ、「いじめ」に該当する行為があった

当該生徒は、令和2年11月10日、母に対し、「ごめんなさい。今日図工で絵具使うと思っていなかったから、白い服着て、汚しちゃった。S8とS7とS6にかけられた」とのメッセージを送信した。当該生徒はこのことをS10に対しても伝えており、その際、当該生徒は男子生徒らは「わざと」やったと説明していた。

当該生徒は、上記のメッセージにおいて母から「絵の具かからなかった」と聞かれたことに対して、「目の上とほっぺに」と回答しており、絵の具は、服だけでなく当該生徒の目の上や頬にもかかっていたものと判断され、通常、そのようなことをされたならば苦痛を感じるであろう行為である。

この点に関し、当該行為をした男子生徒のひとりであるS6は、当該生徒との仲が良好であったこと、当該行為が意図的ではなく、バケツで絵筆を洗っていた際に飛び散ったものであったこと、当該行為があった際、当該生徒が気にしていない様子であったこと等を述べていた。

しかしながら、上記のS6のバケツで絵筆を洗っていた際に飛び散ったという説明は、絵の具が当該生徒の目の上や頬にまでかかっていたことや、絵の具の汚れが複数の色であり、衣服の前後や肩口を含む広範囲に及んでいることと一致しない。また、当該生徒が母に「S8とS7とS6にかけられた」と説明したうえで、S10にも「わざと」やられたと同様の説明をしていることから、当該行為は意図的なものであったと考えられ、S6の説明は信用できず、当該生徒の主張する被害があったと認定される。

当該生徒は、男子生徒らを非難するような言葉を用いていないものの、当時、担任による学校内での解決を期待しておらず、「いじめ」であったことを殊更強調しなくとも不自然ではない。

以上より、複数の男子生徒から絵の具をかけられたことによって、当該生徒は苦痛を感じていたであろうと認定することが可能であり、「いじめ」に該当する行為があったと認定できる。

[中学校入学後]

- (1) S1、S2により物を隠されたり無視されたこと、S1に髪の毛を引っ張られたり靴を踏まれたりしたこと

本委員会の認定 「いじめ」に該当する行為があった

- ① 令和3年6月22日に実施された「XXXXXXXXXXアンケート」において、当該生徒は、「陰口を言われているような気がする。」「友達に嫌なことをされることがある。」の質問に対し、「ややあてはまる」との回答をした。当該アンケートの結果を受け、学級担任は当該生徒の聴き取りを行い、当該生徒から以下の回答を得た。

「S2、S1に話し掛けても聞こえなかったのかなと思うときがある。無視されているのかも感じる時もある。」

「S2、S1と3人で遊んだ時にスマートフォンや鍵を隠されたり、取られたりした。S1は『ここに落ちてたよー』という風に、隠していないという感じで返してくる。」

「S1と一緒に歩いているときに、S1に足をくつで踏まれた。そのときS1は笑ってへらへらしながら『ごめんふんじゃったー』と言っていた。S1に『ほら家行くよ』と髪を引っ張られたこともある。」

「S1は小学校の時から、仲良くしようと近づいてきたり、急に友達をやめると言ってきたりする。中学校に入って、S2、S1の二人とは距離を取ろうと思っている。」

学級担任は、当該生徒の聴取結果を踏まえ、S1及びS2から個別に聴取を行った。その結果、S1は、担任に対して、スマートフォンや鍵を隠したこと、足を踏んだり、髪の毛を引っ張ったりしたことを認め、S2もスマートフォンや鍵を隠したことを認めており、これらの当該生徒の訴えた内容はいずれも事実として認定できる。

上記発言のとおり、当該生徒は、S1及びS2とは距離を置くという否定的な態度を学級担任に表明したのであり、当該生徒がS1及びS2の行為によって心身の苦痛を感じたものであり、いじめと認定できる。

- ② ここで、当該生徒、S1及びS2は小学校からの関係であり、中学校入学の際に実施された「XXXXXXXXXX」では、S1の保護者はS1の「友人関係」としてS2及び当該生徒を、S2の保護者はS1を挙げ、当該生徒の同学年の生徒や小学校の教員も、当該生徒とS1はいつも一緒にいたとの認識を述べている。当該生徒とS1との間で交わされた携帯電話のSMSのメッセージないしSNSメッセージでも、特段問題のある様子は窺えない（時折攻撃的なやり取りがされてはいるものの、多くを占めていることはなく、当該生徒がやり返す一面も見られる。）。

しかしながら、当該生徒は、遅くとも小学校第6学年後半（令和3年の年明け）には、母に対し、S1との関係についての悩みを相談し、S1とは関わり

は当該生徒が心身の苦痛を感じた可能性は十分にある。

- ③ 以上より、具体的な発言者、発言の内容、発言の状況等は明らかではないものの、当該生徒が他の生徒から「気持ち悪い」等の悪口を言われ、心身の苦痛を感じたものと言え、「いじめ」があったと認定することができる。

- (3) SNSアプリで攻撃的なメッセージを受け取ったこと

本委員会の認定 一部のメッセージにおいて「いじめ」に該当する行為があった

- ① 当該生徒が自死する直前の令和3年10月■日、当該生徒の同級生であるS12は、当該生徒に対し、SNSアプリのメッセージ機能を利用し、以下のメッセージを送信した。

「暴力でしか対抗できないほど少ない語彙力をお持ちで」

「それはあなたの頭の回転が遅いだけでは？」

「ワロタ」

「友達と爆笑した」

「あはは」

上記メッセージが送信された背景は、S12によれば、S12と当該生徒が体育の授業中にお互いにいじり合ったことが発端である。授業中、当該生徒がS12をからかい、それに対してS12が反論したことについて、当該生徒は更に反論をすることができなかつたため、S12の頭部を腕で締め付ける動作をした。上記メッセージは、この日の学校が終わったあとに送信されたものである。

当該生徒の携帯電話には上記メッセージしか残されておらず、当該生徒が返信メッセージを送った形跡が見られないことから、上記メッセージの唐突な面は否めない。

一方で、S12の上記説明は、上記メッセージを示した際に不自然な態度がなくなされたものであり、記憶のみに頼ってその日にあった授業を思い出した(聴取後に確認したところ、同日に体育の授業があったことが判明した)ことからすると、殊更虚偽の事実を述べたと考えることはできず、また、虚偽の事実を述べる合理的な理由が見当たらない。むしろ、友人間のいじり合いであったにしても、暴力的な態度に出た当該生徒に対する抗議ないし歯止めの趣旨でメッセージを送った可能性があり、批判的な内容を受け取ることを「いじめ」とすることは妥当でない。

従って、S12が上記メッセージを送信したことは、「いじめ」であったとは認定しない。但し、上記メッセージの送信は自死する数日前のことであり、後記のとおり、当時、当該生徒の精神状態が著しく不安定であったと評価することができるため、上記メッセージの送信が当該生徒の精神状態に否定的な影響を与えた可能性はある。

- ② 前記①のメッセージのほか、当該生徒の母によれば、当該生徒は、令和3年

5月か6月頃、SNSアプリのメッセージ機能によりS1から「ねえねえ、なんで息してるの?」「ねえねえ、首つって死んで」等の極めて辛辣で、当該生徒の人格及び生命の価値を否定する過激なメッセージを短時間に連続で送信してきたとのことである。

令和3年6月ないし7月に当該生徒のスマートフォンからSNSアプリを削除してアカウントを抹消したため、上記メッセージが含まれていたであろうデータは調査の時点において残っておらず、本委員会では確認することはできなかった。S1の保護者及びS1本人からも、S1が飼っていた動物が死んだときに当該生徒とSNSでメッセージのやり取りをし、そのときに不仲になったことが窺えるエピソードを聴くことができたものの、その動物に関するやり取りがあった時期と上記メッセージがあったとされる時期は異なり、また、S1が上記メッセージを送ったと推認できる具体的事情はなかった。

従って、当該生徒の母が挙げた上記メッセージについては、具体的な内容が挙げられたものの、上記の内容をもってやり取りがあったか否かが不確かであると言わざるを得ない。

もっとも、S1は、当該生徒に宛てて「そんなんだからきられるんだよ? わかってる?はんせいしろ!」等と書かれた手紙を渡し、S2に対してもSNSアプリを使って攻撃的なメッセージを送っており、

と窺える。

また、当該生徒の が令和3年10月頭にSNSアプリを再インストールしたのは、当該生徒を見かねてのことであったというのであり、当該生徒は、SNSアプリの削除に応じたものの、削除を積極的に希望していたとまではいえない。

これらを踏まえると、令和3年6月ないし7月にSNSアプリを削除したのは、S1からのメッセージを避けるためやむにやまれずのことであったと考えるのが自然であり、その限度において、SNSアプリを削除する直前、当該生徒はS1から、当該保護者が記憶する内容と同等の、当該生徒の人格を否定し、深く傷付けるような攻撃的かつ執拗なメッセージを受け取っていたと判断できる。

一般論として、攻撃的な態度を示す相手からメッセージが送られてきた場合、内容を確認していなくともメッセージを受信すること自体を苦痛に感じることがある。当該生徒がS1からのメッセージの内容を確認していなかったとしても、S1からメッセージを受け取ること自体、心身に苦痛を感じていたと認定することができる。

従って、S1からSNSアプリを介して攻撃的なメッセージを受け取っていたことも「いじめ」として認定することができる。

- (4) 虚偽の内容が記載された婚姻届をS1から受け取ったこと
本委員会の認定 「いじめ」に該当する行為があった

当該生徒は、中学校の初め頃（小学校第6学年の終わりの可能性もある）、S1から婚姻届を受け取った。当該生徒の母が当該生徒から聞いたところでは、当該婚姻届は、S1から当該生徒に手渡されたものであったが、その際、S1から当該生徒に対して同級生であるS15が書いたものであるとの説明があったとのことであった。また、当該婚姻届は正式のものではなく婚姻届を模したものであったが、妻の欄には当該生徒の氏名が、夫の欄にはS1の■の氏名が正確に漢字で表記され、正しい生年月日が記されていたのみならず、夫の父母欄にもS1の父母の氏名が正確に表記されていた。その他の欄には「バカ」「うんこ」「しっこ」等と記載されている者を揶揄する内容が記載されていた。

当該婚姻届が実際に残存しており、その内容も当該生徒らを揶揄するものであること、また、当該生徒の母によれば、当該生徒はそのような婚姻届をS15が作成したことについて落ち込んでいた様子であったことを踏まえると、当該生徒が当該婚姻届を受け取って苦痛を覚えたものと判断される。

婚姻届が渡されたことは事実であり、当該生徒からすれば婚姻届を受け取ることによって不快や苦痛を感じる事が容易に窺えるのであり、「いじめ」に該当する行為があったと判断することができる。

いじめの行為者及び婚姻届の作成者については、S1の■の氏名・生年月日の情報及びS1の父母の氏名が正確に記載されていること、S1から当該生徒に対して婚姻届が交付されたことを踏まえるとS1である可能性が高く、少なくともS1が関与したことは疑いようがない。

5 小括

以上より、当該生徒について複数にわたる「いじめ」行為があったと認定することができる。また、これら「いじめ」行為を行った者は、全てが同一人物ではなかったことが窺えるものの、当該生徒からすれば常に誰かから何らかの行為をされる状況にあった。特に、S1及びS2については、校外での交友関係もあり、また、自宅内にいるときも携帯電話やスマートフォンを通じたつながりがあったことから、当該生徒には、ひとりになる時間はほぼなかったことが窺える。中学校に入学してからはS1及びS2と学級が別となり、校外で遊ぶ頻度も減ったとはいえ、S1とのSMS等でのやり取りが残されており、母が見かねてSMSのメッセージを消去する程であった。

これらを踏まえると、当該生徒は、小学校在籍時から中学校入学後まで継続的に苦痛を感じる行為を受けていたと判断することができる。

なお、繰り返し述べるとおり、本委員会は、「いじめ」があったと認定しなかった事由であっても、事実としてなかったこと又は「いじめ」に該当しないことまでを断定するものではない。本調査では、当該生徒に対する聴き取りができないという根本的な問題に加えて、聴取への協力が得られない場合の強制力もなく、加害行為者が加害の事実を自発的に認めることの困難さがあるなどの限界があることから、事実として認められないこと、「いじめ」に該当しないことを判断したに過ぎない。

事案の性質上、事実として認められるものの「いじめ」に該当しないと判断される場合であっても、当該事実が当該生徒の内心に影響を与えた可能性は十分にあることを念のため付言しておく。